

2023年2月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

2月度の全体の相談受付件数は計84件で、前月度と比較すると20件増（新車関係13件増、中古車関係5件増、その他2件増）、対前年同月比では16件増（新車関係増減なし、中古車関係10件増、その他6件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約29%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約71%（17件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（20件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約44%（37件）を占めています。

【相談者の内訳・2023年2月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	44	34	6	84
広告代理店	19	5	0	24
メーカー系ディーラー	12	7	1	20
自動車関係団体	3	5	1	9
中古車専門店	2	8	0	10
中古車情報誌社	0	1	4	5
メーカー	6	5	0	11
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	3	0	5

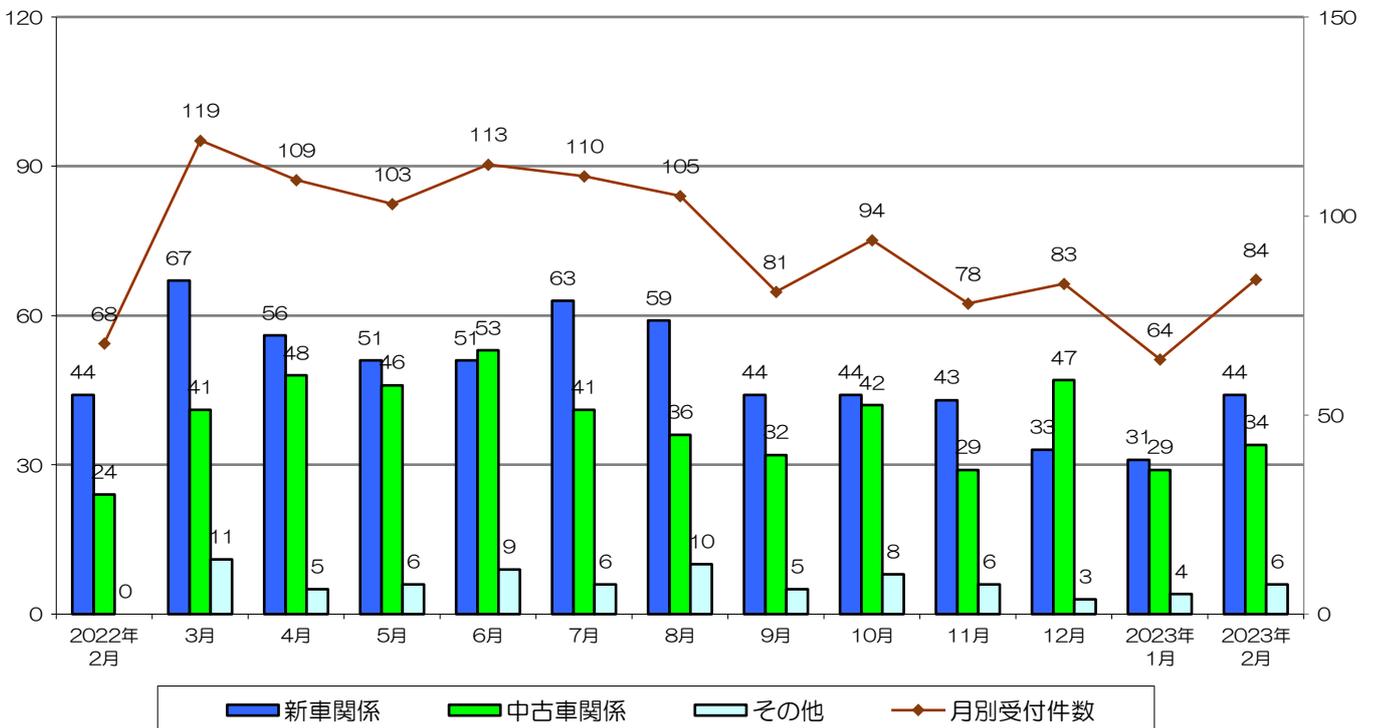


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	1
メーカー系ディーラー	17
中古車専門店	4
その他	2

【相談受付件数の推移・2022年2月～2023年2月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが46.7%、『特定事項』に関する問い合わせが13.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの60%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	30	69.8%	その他相談	1	2.3%
景品関係	13	30.2%	合計	43	100.0%

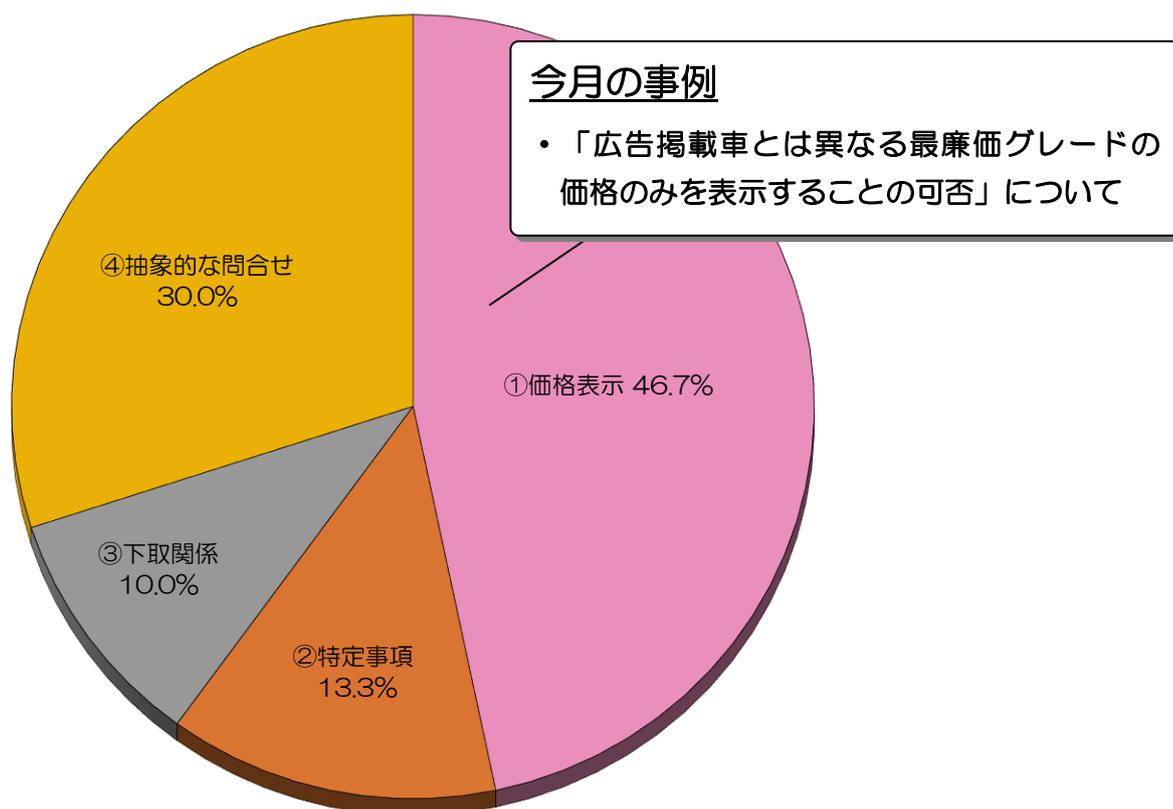
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	46.7%	写真・イラスト	1	3.3%
表示方法	7	23.3%	③下取関係	3	10.0%
付属品・特別仕様	2	6.7%	④抽象的な問合せ	9	30.0%
値引き表示	3	10.0%	広告表現の可否	6	20.0%
割賦・リース	2	6.7%	企画の可否	1	3.3%
②特定事項	4	13.3%	抽象的な問合せ	2	6.7%
燃費	3	10.0%	合計	30	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	8	61.5%	期間延長	2	15.4%
一般懸賞(抽選等)	2	15.4%	抽象的な問合せ	1	7.7%
			合計	13	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「広告掲載車とは異なる最廉価グレードの価格のみを表示することの可否」について〕

Q. 安価な最廉価グレード（1.0X）の価格を訴求したいのですが、それより高額な高グレード（1.3X）の写真しかありません。そのため、「広告掲載車両の販売価格とは異なる」旨を表示した上で、最廉価グレードの価格（〇〇〇万円から）を表示することは可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレットは
120万円※からご用意しています

PHOTO:1.3X
写真と価格は異なります

【問題点】

- 広告掲載車とは異なる安価な価格のみが表示されているため、表示した価格で広告掲載車が購入できるかのように誤認されるおそれがある

※ 価格には保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

A. 規約第 5 条第 7 号では、「写真又はイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真又はイラストに使用する新車の販売価格を明瞭に表示すること」と定められています。

したがって、まずは、広告に写真を掲載した車両の販売価格を明瞭に表示することが必要です。

例え、「広告掲載車両と表示した販売価格は異なる」旨を表示しても、表示された最廉価グレードの価格で購入できるかのような誤認を排除できるわけではなく、「表示価格では実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認されるおそれのある不当な価格表示」に該当します。

なお、広告掲載車両の価格を明瞭に表示した上で、それよりも廉価グレード車の価格や価格帯（●●万円～●●●万円）を参考として表示（*）することは問題ありません。

【正しい広告表示の例】

スカーレット
1.3X 2WD CVT
車両本体価格
143万円※

PHOTO:1.3X

* 価格帯を「参考として表示」する場合の注意点

- 広告掲載車の販売価格を明瞭に表示した上で、文字の大きさを同等かそれ以下にする
- 配色等に注意し、広告掲載車の販売価格より目立たないように表示する

スカーレット価格帯 **120万円** ~ **196万円**
(1.0X 2WD CVT) (1.3G 2WD CVT)

※ 価格には保険料、税金(消費税を除く)、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが51.7%、『必要表示事項』に関する問い合わせが24.1%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約76%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	29	85.3%	その他相談	5	14.7%
			合計	34	100.0%

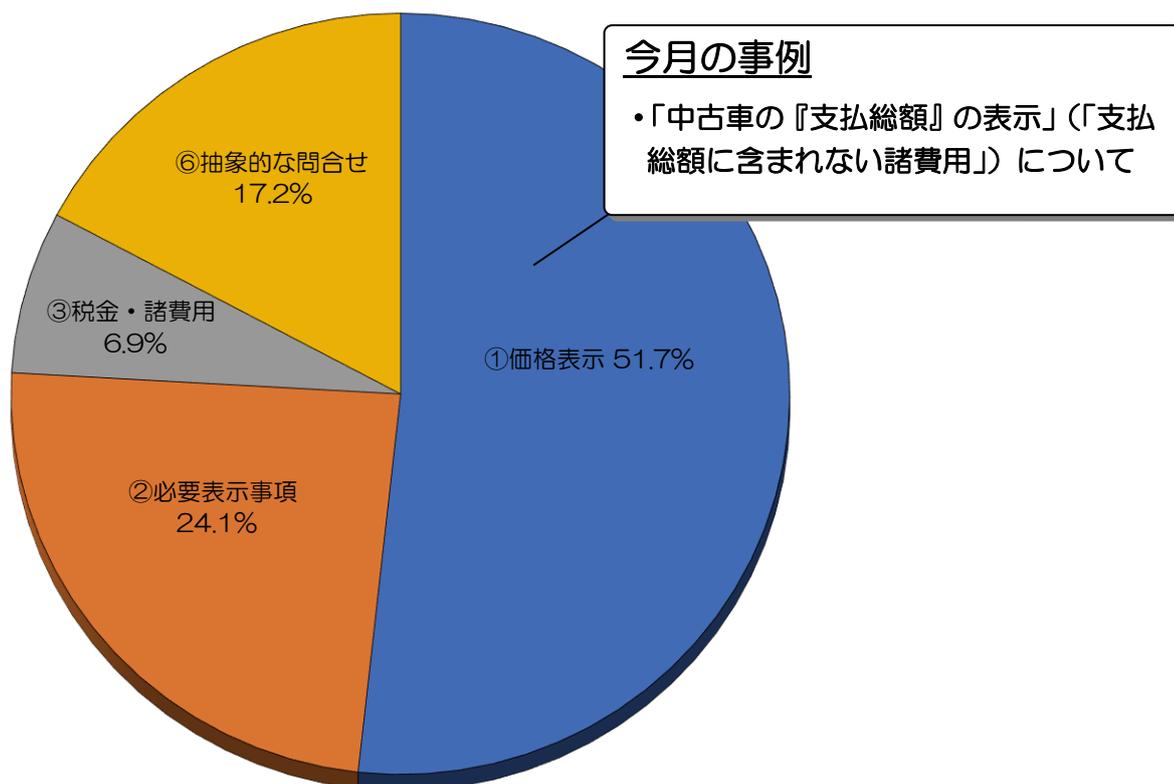
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率	
①価格表示	15	51.7%	修復歴の有無	1	3.4%	
	値引き表示	2	6.9%	必要表示事項全般	2	6.9%
	支払い総額	13	44.8%	③税金・諸費用	2	6.9%
②必要表示事項	7	24.1%	諸費用	2	6.9%	
	初度登録	1	3.4%	④抽象的な問合せ	5	17.2%
	走行距離数	1	3.4%	広告表現の可否	4	13.8%
	車検証の有効期限	1	3.4%	抽象的な問合せ	1	3.4%
	保証の有無	1	3.4%	合計	29	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	0	0.0%	期間延長	0	0.0%
一般懸賞(抽選等)	0	0.0%	抽象的な問合せ	0	0.0%
オープン懸賞	0	0.0%	その他(共同懸賞等)	0	0.0%
			合計	0	0.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「中古車の販売価格『支払総額』の表示（「支払総額に含まれない諸費用）」について〕

Q. 公取協作成のパンフレット（「中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わります。」）を確認したところ、P5、6に「支払総額に含まれる諸費用」や「支払総額に含まれない諸費用」、「諸費用として不適切な費用」について記載があります。この内容に関して質問があるのですが、

- ①当社は中古車の販売価格を支払総額で表示し、商談時には 5 万円のメンテナンスパックをお勧めしています。あくまでも「お勧め」であり、「メンテナンスパックを購入しなければ中古車は販売しない」とはしておりませんが、多くのお客様にご購入いただいているため、あらかじめその費用を諸費用に計上した上で、支払総額に含めて表示しても問題ないでしょうか？
- ②E T C搭載車両の場合は、セットアップを実施した上で販売したいのですが、あらかじめその費用を諸費用に計上した上で、「支払総額」に含めて表示しても問題ないでしょうか？

A. それぞれ、以下のような考え方になります。

- ①メンテナンスパックは、お客様から要望があった際に別途ご購入いただくオプション品であることから、諸費用に含めて表示することはできません。
したがって、「メンテナンスパック付きの支払総額」のみを表示することはできません。
なお、メンテナンスパックを含まない「支払総額」（最低限必要となる費用等を含んだ価格）を明瞭に表示した上で、「参考として」同費用込みの「支払総額」を表示することは可能です。

正しい表示例 参考としてメンテナンスパック付きの支払総額を表示した例

初度登録：2021年 8 月 車名：コートリ 1.5

支払総額 142万円 【消費税込み】

（車両価格：130万円 諸費用：12万円）

- 保証付き（部分保証、1年間走行無制限）
- 定期点検整備付（整備費用を車両価格に含みます）
-

※支払総額には、保険料、税金、（いずれも未経過相当登録等に伴う費用等すべての費用が含まれております。）

※支払総額は、2月現在、県内登録（届出）で店頭納車のお客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受

おすすめ

メンテナンスパック（5万円）付プラン

支払総額 **147万円**

【表示のポイント】

- 購入の際に必要な諸費用を含んだ支払総額を明瞭に表示した上で、参考としてオプション品を含んだ支払総額を併記

- ②セットアップを依頼するかどうかはお客様の選択に委ねるべきものであることから、「セットアップ費用込みの支払総額」のみを表示することはできません。セットアップ費用を含んだ支払総額を表示する場合は、当該費用を含まない支払総額を明瞭に表示した上で、「参考」として表示してください。（商談の際は、必ずお客様にセットアップの要否を確認し、必要なお客様にのみ当該費用を請求するようにしてください）

なお、「E T C装着車」である旨を表示する場合は、セットアップ費用を含まない支払総額に対する説明として「セットアップ費用は含まれていない」旨を表示してください。

■詳細は「[支払総額特設ページ（中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わります！！）](#)」をご確認ください。特設ページからパンフレットがダウンロードできます。